



島根県報

令和5年7月11日（火）
号外第83号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）	（道路維持課）	2
道路の供用開始	（ ” ）	4

告 示

島根県告示第490号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年7月11日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	松江木次線	松江市東忌部町字辻石2863番1地先から同地先まで	前	メートル 13.06～ 15.39	メートル 33.90	松江県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	13.06～ 22.89	33.90	

島根県告示第491号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年7月11日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	津和野田万川線	鹿足郡津和野町部栄490番4地先から同491番1地先まで	前	メートル 11.22～ 11.65	メートル 40.89	益田県土整備事務所津和野土木事業所	道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	11.22～ 16.13	40.89		
〃	〃	鹿足郡津和野町部栄505番4地先から同番2地先まで	前	12.43～ 22.02	92.77		道路改良工事 拡幅
			後	13.35～ 41.02	92.77		

島根県告示第492号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	邑南美郷線	邑智郡邑南町阿須那2390番1地先から同番2地先まで	メートル 75.00	令和5年7月11日	県央県土整備事務所	